

12 しゅうろう 就 労

(1) じぎょうぬし たい しょうがいしゃこようりつせいど 事業主に対する 障 害者雇用率制度

事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。

《法 定 雇 用 率》

国・地方公共団体等	2. 8 %
都道府県の教育委員会	2. 7 %
民間企業	2. 5 %

※多数の障がい者を雇用する場合等には、助成金制度があります。

◇問 合 せ ハローワーク京都七条 TEL 341-8609 FAX 371-0767

(2) しゅうごうがたくんれん 集合型訓練

① 障害者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）

民間の専門学校などに委託して行います。座学・実技などの訓練を受け、就職に必要なスキルを身につける制度です。訓練期間は原則3か月以内です。

◇対 象 者 公共職業安定所長が受講指示・受講推薦等をした方

② 施設内訓練

京都障害者高等技術専門校などの訓練施設で、就職に必要な知識・技術を身につける制度です。訓練期間は主に6か月～12か月となります。

◇対 象 者 公共職業安定所長が受講指示・受講推薦等をした方

◇問 合 せ ハローワーク京都七条（京都障害者職業相談室）

TEL 341-2626 FAX 341-2612

(3) しゃしゅうぎょう せいかつしえん しょうがい者 就 業・生活支援センター「アイリス」

公共職業安定所など関係各機関と連携をとりながら、障がい者の就労や働く上で必要な生活の支援を行っています。また、就業後も安定した職業生活を送るための職場定着支援なども行っています。

※職業紹介は行っていません。

◇所 在 地 〒617-0833 長岡京市神足2丁目3-1（バンビオ1番館7階）

TEL 952-5180・952-5190（相談専用） FAX 952-5175

きょうとしょうがいしゃしょくぎょうそうだんしつ
(4) 京都障害者職業相談室

障がい者の方の職業相談、紹介等を行っています。

◇所在地 〒600-8235 京都市下京区東油小路町 8 0 3
(ハローワーク京都七条内 4 階)
TEL 341-2626 FAX 341-2612